

私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 私立専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）に在籍する生徒の修学に係る負担の軽減を図るため、生徒が修学を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる生徒は、第1号の要件に該当する専門学校（以下「協力校」という。）に在籍する者のうち、第2号の要件に該当する者として知事の認定を受けた者（以下「協力者」という。）とする。

(1) 専門学校の要件

ア 岩手県内に所在する専門学校であること。

イ 職業人材の育成を目的としていること。

ウ 経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免制度に関する規程を整備し、選考委員会や面接をはじめとした客観的な方法により授業料減免を受ける生徒を決定していること（協力者となる生徒は、当該規程に基づき授業料減免を受けている必要があるもの。）。

エ 学則等で定める授業料の額並びに専門学校が実施する経済的支援の概要、予算額及び支援総額を、原則として当該専門学校のホームページにより公表していること（いずれも、事業実施年度を含めた過去5年間分を公表していること。ただし、実施している期間が5年に満たない場合は、経済的支援の概要、予算額及び支援総額については、実施期間分の情報を公表していること。）。

オ 学校の財務会計に関する書類を作成し、原則として当該専門学校のホームページにより公表していること。

カ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定された学校評価（自己評価）を実施し、その結果を、原則として当該専門学校のホームページにより公表していること（自己評価については、生徒が支援を受けようとする年度の前年度中に実施され公表している必要があるもの。）。

(2) 生徒の要件

ア 勉学に対する意欲がある生徒のうち、世帯（主たる家計支持者により判断）の経済的状況が次の（ア）から（エ）までのいずれかの要件に該当すること。

（ア）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護費の受給

（イ）個人住民税（市区町村民税及び都道府県民税）所得割が非課税（税額控除前の所得割額が0円）

（ウ）所得税が非課税（税額控除前の税額が0円）

（エ）保護者等の倒産、失職などによる家計の急変

イ 経済的に修学困難であることを理由に、生徒が在籍する専門学校から授業料減免を受けていること。

ウ 文部科学省、県及び修学支援アドバイザー等が実施するアンケート調査やヒアリング調査に協力すること。

エ 補助金を受ける年度に取得を目指す技能・資格や、目指している職業など、あらかじめ目標を定め、そのために必要な講義・実習等を受講し、その結果について自己評価を実施し、知事に報告すること。

2 生徒が、次の各号に掲げる者である場合は、前項の規定にかかわらず協力者としなないものとする。

(1) 専門学校が授業料を全額免除することにより専門学校に対して支払う授業料が存在しない者

(2) 国の「被災児童生徒就学支援等事業」を活用した被災者向け支援事業により都道府県から支援を受けている者

(3) 外国人留学生

(4) 他の専門学校において、当該補助金の交付を受けている者
(補助金の補助額)

第3条 第1条に規定する経費は、授業料の経費とし、これに対する補助額は、協力校が、協力者に実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1に相当する額以内の額とする。ただし、1年間の授業料に充てる補助金の上限額は、協力校の学則で定める授業料の4分の1の金額及び協力者が納付すべき授業料（当該補助事業及び他の制度により協力校が実施した授業料減免額を除く）を超えないものとする。

2 協力校が実施する授業料減免額が生徒一人当たり20万円（学則で定める授業料が年間60万円未満の場合には、学則で定める授業料の3分の1の金額（千円未満切り捨て））を下回る場合には、補助金交付の対象外とする。

(代理受領等)

第4条 補助金は、協力者から委任を受けた協力校の設置者（以下「学校設置者」という。）が受領することとし、補助金受給のための申請手続等は、学校設置者を通じて実施することとする。

2 学校設置者は県から受領する補助金を当該協力者の授業料として経理することを原則とし、学校設置者が当該協力者に対して有する授業料の債権の弁済に充てることにより、協力者が支払うべき授業料を直接減額しなければならない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする学校設置者は、別に定める期日までに、様式第1号による交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。この交付の決定を行う場合にお

いて、知事は、様式第2号により学校設置者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づいて交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して20日以内とする。

2 学校設置者は、前項の規定に基づいて申請の取下を行う場合は、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付の変更)

第8条 学校設置者は、第6条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の変更交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、交付の変更を承認するときは、様式第4号により学校設置者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。

(支給の中止又は廃止)

第9条 学校設置者は、交付の対象である補助金の受領を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(立入検査等)

第10条 知事は、予算の執行の適正を期するため、学校設置者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その学校等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第11条 学校設置者は、交付の対象である補助金の受領が完了したときは、別に定める期日までに、様式第6号による実績報告書及びその他の書類(次条において報告書等という。)を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事は、報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の支給の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7号による確定通知書により学校設置者に通知するものとする。

2 知事は、学校設置者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、学校設置者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 13 条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第 6 条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取消又は変更することができる。

(1) 学校設置者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 学校設置者が、補助金をその目的以外の用途に使用した場合

(3) 学校設置者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの事由に該当することを理由として交付決定を取消又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、学校設置者に対し、当該命令に係る補助金を学校設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を学校設置者が納付する日までの期間に応じて、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(書類の整備等)

第 14 条 学校設置者は、補助事業に係る補助金の経理についての帳簿を備え、当該補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 学校設置者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間これを保存しなければならない。

(調書)

第 15 条 学校設置者は、補助金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、当該補助金の交付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 5 月 9 日から施行し、平成 28 年度の事業から適用する。